

平成 28 年度の主な事業報告

社会福祉法人藤聖母園

社会福祉事業

法人本部

平成 28 年度を振り返ってみますと、社会福祉法人を経営する者にとって極めて多難な年であったと思われまます。制度改正の内容があまりに広範囲であり、かつ具体的内容がまだ決定されていない、省令がまだ出ていない、国からの通知が発出されていないなど、国、自治体そして現場の社会福祉法人にとって多くの混乱があったことは事実であり、もう少し時間をかけて行うべきではなかったかと考えています。

このような混乱の中で研修会だけは頻繁に行われ、どの研修会に参加すべきか迷う場面があったところでもあります。せめて行政手続きだけは簡素に済ませられる工夫があつて欲しいものと考えています。大きな制度改正であればあるほど、こうした配慮は必要と受け止めています。

制度改正と行政改革は並行して行われなければ社会福祉の現場で働く多くの職員は、処理する事務手続きだけに多くの時間を取られ、本来の利用者に対する質の高いサービスの提供が一層難しくなる懸念があり、心配するからであります。

このように押し寄せる改革の波に揉まれながらも平成 28 年度において当法人として実践できた事項がいくつかありますので紹介してみたいと思います。

初めに①平成 27 年度と平成 28 年度に亘って体育館の耐震補強改修工事が順調に行われ、完成し、これまで心配だった「安心、安全」が確保され、施設の児童をはじめ地域の方々からも喜ばれています。この施設は地域の方々の災害時の避難場所にも利用されることになっております。次に②県が進める道路拡幅工事に伴い、当法人の土地の一部も買収にかけられ少し土地が狭くなりましたが、これまで地域の町会ではゴミ集積場がないため、歩道上に置いて衛生的にもまた美観上からも好ましい状態でなかったことから、地域の町会と協議のうえ、当法人の土地の一部にクリーンボックスの設置許可をしたことにより、地域の町会から喜ばれており、地域貢献にも繋がるものと考えております。次に③平成 28 年 9 月末、幼保連携型認定こども園に係る認可申請が行われ、市の指導助言を経て平成 29 年 3 月下旬市より認可を受けることになり、これまでご苦労頂いた職員の皆さんの努力の賜物と考えております。最後に④青森市合浦デイサービスセンター指定管理者の期限が平成 29 年 3 月末で満了となることから内部で検討を重ね、理事会の意見も聴き、総合的に判断した結果、当該期間満了をもって事業を終了させ、職員については藤の園へ異動させ、藤の園では新規事業立ち上げの方針を決めたこととあります。

児童養護施設 藤聖母園

キリストの教えに基づいた愛の精神で、入所児童一人一人が、かけがえのない存在であることを認識し、児童と職員との信頼関係を基礎に、共同生活の中に家庭の機能を最大限に発揮して養育にあたりると共に、その自己実現に向けて援助している。

- 平成28年度は、本体定員71人とし、地域小規模児童養護施設6人の定員設定であった。年度当初の入所は45人で児童ホーム6ホーム、幼児ホーム1・地域小規模グループケア2を編成して支援にあたった。年度中の入・退所状況は入所児童が13人、退所児童が9人であった。
- 児童ホームの支援体制は、各グループ・リーダーを中心として、部署の主任を含めた複数体制を強化し、丁寧な支援に務めた。
- 施設運営の質の向上を図るため、今年度も自己評価に取り組んだ。評価結果は、子どもの支援向上や運営改善についての全職員の意識向上につながる機会となっている。
- 児童のクラブ活動については、さまざまな行事をとおして地域住民との交流を深めることを目的に、積極的に参加し挑戦する姿勢を養う機会とした。特に、一輪車・太鼓クラブは、園内行事での演技披露や外部団体からの出演依頼があった場合の出演など、目標を持って取り組むことができた。
- 児童の学力向上策として、学習指導員による基礎学力の定着や高校進学に向けての個人指導に力を入れた。また、外部の進学塾（平日・夏・冬期講習含む）も活用し、受検生全員が希望校に入学することにつながった。
- 職員研修については、職員の資質向上を図るため園内外の研修会、会議、学習会に参加し、専門性の高い支援技術、専門知識の習得に努めた。
- 「藤聖母園児童研修センター」を活用し、小グループで園から離れた静かな自然のなか、食事作りや将来の希望や相談したいことなどミーティングを開くなど宿泊生活体験を実施した。
- 体育館耐震補強工事の竣工
- 70周年記念活動やクリスマス会を実施し、多くの地域社会関係各位の児童養護施設への理解や支援に感謝し、今後の児童福祉に向けて決意を新たにする機会とした。

藤放課後児童会

放課後児童会健全育成事業として、青森市から委託された藤放課後児童会では、保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びを主とする集団活動を通じ、児童の健全育成を図っている。

平成28年度は、45人の児童が入会し、5人の指導員が子どもの支援を行った。利用状況としては、月曜日～金曜日の平日の年間開設日数は243日（月平均20日）、1日平均30人の児童が、下校から18：00まで指導員の支援のもと、自由学習や遊びの活動をした。また土曜日の年間開設日数は49日、1ヶ月平均57人の児童が活動している。

放課後児童会における活動内容放課後児童会における活動内容

- ①児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定。
- ②遊びの活動への意欲と態度の形成。
- ③遊びをとおしての自主性、社会性及び創造性の向上。
- ④児童の遊びの状況把握及び家庭への連絡。
- ⑤その他、児童の健全育成上必要な活動。

当年度実施した主な活動内容としては、お誕生会、夏休み中にはミニ遠足（青森競輪所広場）・夏祭り、冬休み中にはクリスマス会、プラ板と木製プレートの作成、雪遊び、正月遊びなかよし会卒園会などを行った。

藤放課後児童会では、

- ・元気にあいさつできる子
- ・みんなと仲よく遊べる子
- ・ホッと安らげる児童会

を生活のモットーとして、児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に努めながら、入会児童の保護者との連携を密にし、健全育成を図っている。

藤保育園

キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりを掛替えのない存在として大切にします。家庭的雰囲気の中で、祈る心、感謝する心、許し合う心、共感する心、そして思いやりの心が育つよう援助する。

定員 60名 現員 70名（平成 29 年 3 月 31 日現在）

開所時間 6 時 45 分、閉所時間 22 時 00 分

0 歳児から就学時前迄の年齢を対象に、通常保育の他に特別保育事業として「保育所地域活動事業」「延長保育促進事業」「ふれあい保育事業」「障がい児保育事業」を実施。開所時間から 11 時間を超える 4 時間延長保育は、地域のニーズに対応して評価されている。

- 平成 28 年度は、「幼保連携型認定こども園」移行の申請書類等の作成、検討委員会、職員間の打合せを行い無事、青森市より認可をうけることができた。
- 世代間交流は、養護老人ホーム「藤ホーム」の敬老会や「藤聖母園デイサービスセンター」、近隣の高齢者の方々を訪問したり、ご招待したりして一緒に楽しく過ごすことが出来た。
- 事業計画の中の一つ「多様な連携と協働をつくる」に関しては、地域社会を基盤とした中での保育園としての活動（地域商店への絵画展示の参加）を行った。
- 桜の木を国立療養所松丘保養園へ寄贈したことから、入所者の方々やさくら保育園の園児と一緒に桜の植樹をし交流もつことができた。
- 平成 28 年度も青森市立堤小学校が中心となり、学区内の保育園、幼稚園の園長や職員が集まり情報交換を行ったり、就学前の園児と小学校一年生の交流会を行った。

弘前大清水保育園

キリスト教精神に基づいた児童福祉施設として、人を大切にし互いに尊敬し合い、優しい誠実な人として伸びやかに成長するよう援助します。また、くつろいだ雰囲気の中で様々な経験を大切にしながら個性を伸ばし、豊かな人間性の基礎を培っていくよう努める。

定員 60 名 現員 62 名（平成 29 年 3 月 31 日現在）

一日の大半を保育園で過ごすため、家庭的な雰囲気の中でゆったりと生活出来る様に、3 歳児以上は縦割り保育とし、個別活動では自分で考えて行動できるよう保育を行う。また、弘前大清水ホームや弘前大清水学園と定期的に交流し、世代間交流や子ども達が共に育つよう取り組みを行っている。

主な事業としては「障がい児保育事業」「一時預かり事業」「延長保育事業」を実施している。その他自主事業としては毎月、保育園開放日を設け、育児相談にも応じている。

今年度、弘前大清水地区ランドデザイン策定委員会が立ち上がり、弘前地区全施設で建て替えや土地の活用についてなど話し合いが設けられた。

毎年、実施している 3 施設合同避難訓練では、消防士（7 名）、消防車、マスコットに来てもらっている。煙体験も実施し、町内会にも参加を呼びかけ防災に対する意識を高めている。

弘前市内の幼保小懇談会に参加したり、学区内小学校の発表会見学や学習体験・見学をおこなっている。

若葉乳児院

若葉乳児院は定員 10 名という小規模な乳児院であるが、小規模とは言っても施設である以上、入所児は集団生活を送ることになる。そのため、当院では小規模グループケア制を採り入れている。又、職員は、社会福祉法人藤聖母園及び当院の基本理念である「一人ひとりがかけがえのない存在として生きること」を旨として、入所児の個性を尊重した養育に当たっている。

1 若葉乳児院の設置目的

家庭に恵まれない乳幼児に第二の家庭を提供し、引いては児童福祉事業の発展に貢献すること。

2 定員

10 名（平成 28 年度の暫定定員 9 名）

3 現員

5 名（平成 29 年 6 月 15 日現在）

4 入所児の処遇の動き（平成 28 年度）

① 入所児数 5 名（うち一時保護受託児 3 名）

② 退所児数 8 名（うち一時保護受託児 3 名）

5 主な事業

特記すべき事業はなかったが、平成 27 年 6 月 30 日に新施設に引っ越したので、平成 28 年度も平成 27 年度に引き続き、子どもたちが新施設の環境に慣れるように配慮した 1 年度間だった。

6 主な施設・設備の整備

平成 26 年度～平成 27 年度に施設の改築をしたので、当分の間は、施設・設備の整備の予定はない。

7 職員の活動状況

平成 29 年度の第三者評価受審に向け、書類の見直し等、いろいろな面で改革に忙しい 1 年度間だった。

8 その他年間の主な動き

職員は、自己の専門性向上のため、積極的に研修に参加した。

養護老人ホーム 藤ホーム

藤ホームは、老人福祉法に定められている養護老人ホームです。

身体が弱ってきた、一人暮らしが困難（不安）になった、住む所がない、あまり収入がない

等の社会的な理由があり、要件を満たしている原則 65 歳以上の方が入所措置されています。

平成 18 年から、養護老人ホームに一部介護保険制度が取り入れられ、特定施設入居者介護「外部サービス利用型」で指定を受け、介護保険対象者への介護サービス提供に取り組んでおりました。平成 28 年 4 月より「一般型」に移行し、更に安定した介護サービスの提供ができるようになりました。平成 28 年度末で、措置定員 55 名(現員 54 名)のうち、特定施設入居者生活介護と契約を結んでいる要介護者は 20 名おられました。その他ショートステイ 1 床があり、青森市と生活管理指導短期宿泊事業の委託契約を取り交わし、利用が必要と認められた方を受入れることができます(平成 28 年度利用実績なし)。

入所者の状況は、毎日のように外出される方(自立)から要介護(I～V)の方まで、年齢は 64 歳から 98 歳(平均 85 歳 2 ヶ月)まで、最長在園者は 30 年 7 ヶ月(平均 6 年 6 ヶ月)の方がおられます。様々な事情を抱えて入所されているお一人おひとりが、安全で安心できる生活の場の提供に配慮し、個別に対応しています。入所者の生活歴、生活環境、入所に至る経緯が複雑であり、また介護を要する方の重症化が進んでいることで、家族・関係機関との密な連携を心がけています。

施設整備の面では、入居者に直接関係するものとして、車椅子を使用する移乗可能な入所者が、安全に自立した排泄が可能となるよう、障害者用のトイレを設置しました。また重症化が進んでいることに伴い、体調不良時の受診時等、移乗が困難な方も安全に移動できるように、車椅子対応の軽ワゴン車を購入しました。入所者の要望から、衛星放送を視聴できる環境も整い好評を得ています。調理関係では、経年劣化により業務用冷蔵庫・冷凍庫・炊飯器を交換取得し、安心して調理業務ができるようになりました。

養護老人ホームは、「自立を支援する施設」です。入居者が持てる力を活かし、意欲的に活動できるよう、日常生活における関りの中で支援・介護サービスの提供を心がけています。

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所 藤の園

当園は、全室個室ユニット型の施設を開業して 10 年が経過しました。入居定員数が長期入居者と短期入居者合わせて 66 名定員です。職員数は 60 名でその内介護職員が 36 名です。国家資格(介護福祉士)の取得者も多く 30 名の職員が有資格者です。

入居者の平均介護度が 3.84。平成 28 年度の充足率も前年度同様の 91.7%でした。その要因として考えられることは、入居されている方々が高齢や病状的な観点からの入院日数が前年度よりも多く、ケースによっては治療に時間を要したり、当施設の退去後の行き先が無い方などもおられるため、次の新しい入居者の方を受け入れることも出来ずに、充足率が伸びなかったと思われまます。事業運営を考えるのであれば、長期入院者の契約解除も方法の 1 つですが、社会的な理由で入居されている方などは、カトリック施設としての使

命的な観点もあると思われます。それらの事をしっかりと考えて、今後は取り組む必要があると思います。

今年度の大きな取り組みとしては、施設で最後を迎えられる方の「看取り」についての体制の再整備です。職員が一丸となって取り組むためにマニュアルを見直し、入居された時から最後まで関わりを持って支援出来るように改めました。1つ1つ今まで出来る事を協力し合いながら実践しており、今後も継続していきたいと思います。

数年前より行っている職員の研修計画については、年度当初に計画を立てて実践しております。参加した研修内容によっては、参加した職員が講師となり、当園の職員を対象に園内研修に活かしたりしながら行っています。

今後は今まで以上に「地域に根ざした事業運営」を行っていくために、次年度は小規模デイサービス事業と居宅介護支援事業の開業を目指す予定で取り組んでおります。地域の中の事業所としての役割をしっかりと担っていけるように、努めて行きたいと考えております。

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所 弘前大清水ホーム

本園は、昭和48年2月に設立され、44年が経過し、定員80人、現員80人で現在に至っている。キリスト教カトリック精神を基本理念として、利用者に対する人間尊重の待遇を大切にし、その社会的責任を果たしている。平成28年度の施設利用者及び短期利用者の実績は、1日平均78.24人で、定員80人に対してベッド稼働率は、97.8%であった。平成28年度も直接待遇職員体制を維持すべく、日常生活継続支援加算など10項目の加算申請をすべく、職員体制を継続的に確保し、介護報酬の維持と直接待遇職員をはじめ各種職員の待遇改善に努めた。

利用者の方の最高齢者は104歳、90歳以上が31人、平均年齢87.6歳で、ここ数年、ご家族がホームでの看取りを希望するケースが多く、ホームで最期を迎える利用者の方が多くなってきており、パストラルワーカーを中心に傾聴ボランティアの協力を得て、スピリチュアルケア（全ての人に対する魂“心の深み”への配慮）を根底としたターミナルケアを行った。利用者の方の重度化に伴う医療ニーズの増加に対応するため、看護・介護を統合化したケア主導的な体制を目標に医療依度、介護度ともに重度化する利用者の方の日常健康観察、予防的ケア、疾病発症時の対応、看取りまでを、看護、介護の両職種が円滑に協働して実践できるように努めた。また、これまでの介護体制を見直し、安全で効率的な介護を提供できるよう業務改善を進めた。

職員の養成については、研修に重点を置き、100回以上に及ぶ研修会や会議、会合、認定、調査活動、講師、外部評価等に職員を派遣し、関連する分野の情報収集に努めた。

藤聖母園デイサービスセンター

当センターは、高齢者のデイサービスを行う施設であるが、サービスの提供に当たっては、利用者のニーズと心の安定に配慮した信頼関係を大切にしている。

提供したサービスの主なものは、バイタルチェックや入浴時の身体観察など利用者の健康管理・指導を中心にその日の体調に合わせた機能回復訓練等を実施するデイサービスと、低下した機能回復訓練を中心とした介護予防事業を行った。

当施設が所在する地元町会（奥野、松原、勝田等）住民へ活動状況の情報の提供を行うなど事業所として地域のニーズに対応するための努力を重ねてきた。

また、オンブズマンを活用し、利用者の声の把握や苦情、要望相談等の把握や第三者としての意見等の聴取も併せて実施し、利用者が可能な限り住み慣れた地域で暮らしながらそれぞれの自己実現を図っていただけるよう支援することを基本として努力した。

- 1 利用状況は、定員 35 人に対し、1 日平均 27.8 人、年間 243 日で延べ 6,745 人であった。
また、青森市通所型介護予防事業にあつては運動機能向上プログラムを計 34 日開催し、参加者数は延べ 103 人であった。口腔機能向上プログラム希望者は 1 名、3 回の実施であった。
- 2 このほか青森市配食サービス事業を併せて実施した。宅配実績は、年間 243 日、延べ 625 食（1 日平均 2.6 食）を配達した。

藤聖母園在宅介護支援センター

当センターは、老人福祉法による在宅高齢者の福祉に関する相談を 24 時間対応で行う事業所であるとともに、青森市中央包括支援センターのランチとしての役割を果たすことを目的としている。

生活、福祉ニーズの個性化、多様化が進むなかで、高齢者自らの意思を大切にしながら個々のニーズに応えるサービスを提供することにより、高齢者が生きがいを持ち、可能な限り住み慣れた地域で生活して行けるよう、そして地域の福祉ニーズは地域の人々の生活の中にある、との視点を基本として事業を推進した。

具体的には

- (1) 地域住民のニーズの把握に努めること。
 - (2) 活動に当たり重要な役割を果たす町会長や民生委員、地域住民との連携強化。
 - (3) 高齢者の各種保健福祉サービスに関する広報の強化。
 - (4) 各種老人保健福祉サービスに関する相談や細やかな対応。
- を基本方針として活動を行った。

青森市合浦デイサービスセンター

青森市合浦デイサービスセンターは、青森市が市営住宅合浦団地の1階に設置し、社会福祉法人藤聖母園が指定管理者として指定を受け管理・運営している施設である。

1 事業運営状況

当センターは通所介護事業と、基準該当障害者福祉サービス事業を実施している。サービスの提供に当たっては、利用者様が喜んで利用されるよう、その自主性を尊重するとともに、家庭的な対応に努めることを基本にして実施した。また、合浦シルバーハウジング（市営住宅合浦団地1～3階）に居住されておられる方で希望者に昼食配達サービスも併せて実施した。

サービスの提供は、年末年始及び土曜日・日曜日を除いて提供した。また、利用者の意見を聴く機会としてオンブズマンを活用し利用者の声の聴取に努めた。

2 利用者の状況

当センターの利用定員は30名であるが、今年度の年間利用者数は延べ5,753人、前年度に比べ247人の減であった。

3 地域との交流

通学区域内の小学校で実施している古紙回収やペットボトルのキャップ収集など資源回収活動に参加したほか、保育園児童との交流会活動を実施した。

4 その他

職員の配置は、介護保険法で定める基準を上回る人員を配置し、より充実したサービスの提供に努めた。なお、当施設は指定管理者の指定期限が今年度で満了することとなった。

児童発達支援センター 弘前大清水学園

弘前大清水学園は、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、療育支援事業、子どもの発達相談室などを通して、障がいのある幼児が家庭から日々通園し、適切な療育環境のもとで発達支援を受けることができる施設である。

児童発達支援事業の定員は30名で、平成28年度は契約児童数41名でスタートしたが、年度途中での契約も含め、最終的には47名の契約数となった。

当施設では、子ども達の集団活動を通して健全な成長を育むとともに、一人一人の能力、個性に応じた発達課題に対するきめ細かな支援を行なうことを目的として様々な活動を行っている。

通園に当たっては、通園バス3台で津軽保健福祉圏域の市町村から広く受け入れを行っ

ており、毎日送迎を行っている。

年間の行事では、運動会やクリスマス会等を保護者の皆様の参加のもとに開催したほか、1月の餅つき会は、親の会の企画で当学園との共同開催として取り組み、保護者との連携を強め、信頼を深める機会となった。更に、子どもの発達支援を広く地域の関係機関が連携して取り組む事を目的に、当大清水学園が主体となって毎年行っている「障がい幼児療育研究会」と「学園祭」は、施設の持つ機能を地域に開放する機会となっているほか地域との交流を通して「障害児療育」に対する地域の理解を深める大切な機会ともなっている。

保育所等訪問支援事業は、保育所等における障害児や発達がお子さんやが集団活動に適應するための専門的な支援が必要な場合に、大清水学園の専門スタッフが、保育所等を訪問して児童に直接支援を行う事業である。平成28年度は、3名の訪問支援員により、年間6名の契約児童に対し、延べ162件の訪問を行った。訪問支援を実施する中で、集団での困り感と具体的な支援が明確になり、そのことが就学に向ける児童の理解につながっているほか、相談先が得られたことで安定した育児にもつながっているものと思われる。今後に向けでは、地域への移動手段の確保や支援スタッフの日程調整により継続した支援が可能となるよう努めていく必要があるものと考えている。

障害児等療育支援事業は、外来療育等支援事業の通称「ポップ教室」を重点的に実施してきたが、平成28年度は、弘前市が独自に「ひろさき子どもの発達支援事業」を新規事業として実施したため、弘前市の事業と弘前市以外の市町村を対象とした県が実施している「障害児等療育支援事業」と2本立てで実施することとなった。この事業は、市町村の乳幼児健診のフォローの場として各市町村の保健関係部署との連携により受け入れ実施してきたものである。障害の認識から受容に至る過程の時期に関わる事業であり、職員の力量が問われる事業でもある。その他訪問療育指導事業として市町村の保健師との協同で移動ポップ教室や巡回相談の実施、施設支援一般指導事業による保育園や幼稚園、小学校などの教員へ支援を行った。

一方、弘前市の単独事業である「ひろさき子どもの発達支援事業」は、「子どもの発達サポート事業」と「保育所等巡回サポート事業」の2つから成り立っている。

「子どもの発達サポート事業」は、弘前市内に2カ所ある児童発達支援センターに委託されたがその事業の内容は、外来療育等支援事業については、これまでのポップ教室の目的をそのまま引き継いだ形となっており、ポップ教室と子どもの発達相談室あわせて221回、延べ593件の相談・指導を行った。また、出張療育等支援事業については、福祉施設において行うのではなく、敷居の低い保護者が気軽に利用しやすい場所で受け入れることを目的としている。当学園では、市内千年交流センターでの「ぐんぐん教室」、商業施設ヒロロでの「ぴよんぴよん広場」の2カ所で、年間50回、延べ122人に対して指導を行った。

もう1つの柱である「保育所等巡回サポート事業」は、保育所等に巡回して支援を行い、

障害が「気になる」段階から支援を行うための事業であり、市内 4 カ所の児童発達支援センター、支援事業所、弘前大学子どもこころの発達研究センターが弘前市からの委託を受け、巡回支援を希望する弘前市内の保育園、幼稚園等へ巡回訪問して指導、助言を行うものである。平成 28 年度、当学園では市内 14 カ所の保育所、幼稚園の巡回サポートを担当し、年間延べ 40 件の施設への支援と 7 件の保護者支援を行った。

今後も引き続き、地域との連携を深めながら、児童発達支援センターの役割の大きさを再確認するとともに、地域の期待に応じて行けるよう職員一丸となって、努力して参りたいと考えている。

放課後等デイサービス 療育支援センターおおしみず

当事業所は、放課後等デイサービスと市町村地域生活支援事業の任意事業である日中一時支援事業を実施している事業所である。対象児は、学齢期の障がいを持っている児童である。

放課後等デイサービスは、学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するための事業である。10 名定員の事業所が多いこの地域では、20 名定員の大型事業所である。契約者数は、50 名であり、小学 1 年生から高校 3 年生までの児童が利用している。事業所としては、基本理念や活動の方向性に共感し、利用希望するご家庭を大切に、より丁寧な姿勢を目指している。

日常の活動は、利用児一人ひとりの障がいの特性や個性を考慮した個別支援計画に応じて、日々の支援の中で繰り返し取り組んでいる。それぞれの活動の目標として小学生の幅広い体験を積む活動、中学生はより発展的に活動計画の立案の経験や計画に沿った活動の実施の経験、高校生は自分の役割の意識の芽生えや活動終了後達成感を味わうことをめざし、将来の自立への土台作りや余暇活動の拡大、充実を図れるようプログラムを企画、設定している。

施設は、児童発達支援センター弘前大清水学園と同じ建物であり、平成 21 年より現在の建物で実施している。職員の外部及び内部での研修を進め各人の専門性を高められるよう研鑽をつんでいる。

弘前大清水希望の家（多機能型事業所）

◎多機能型事業所（生活介護事業・就労継続支援 B 型事業）	定員	35 名	現員	45 名
・生活介護	定員	25 名	現員	34 名
・就労継続支援 B 型	定員	10 名	現員	11 名

◎当施設の目的

当施設は障がい者自立支援法に規定された障がい福祉サービス事業として生活介護事業及び就労継続支援B型事業を行う多機能型事業所です。

生活介護事業では、利用される方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介助、創作的活動や生産的活動の機会を提供するものである。

就労継続支援B型事業は利用される方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものである。

○生活介護事業

生活介護事業を利用している利用者では、加齢によるADLの低下、認知症、肥満等による持病等年々深刻化している中でそれへの対応が課題となってきた。利用者の高齢化とともに保護者の高齢化も同時進行しており、保護者の持病等もあり在宅生活の維持に課題を抱えて来ている家庭も増加の傾向にある。事業所としてこれらへの対応が大きな課題であり、早急な具体的な対応策が求められている。また、身体障害者の方も4名を受け入れている。当事業所としては、どのような障害を持っている方でも出来る限り受け入れ、全ての人に光をもたらす事が出来る事業所を目指していく必要がある。

○就労継続支援B型事業

主な作業内容としては、農作業、リサイクル作業（ダンボール、新聞、雑誌、アルミ缶等の回収）、調理作業（マドレーヌ作り）、大清水ホームからの委託作業等を行っている。現在、利用者の作業工賃額は県の平均工賃額と比較してもまだまだ低い水準であり、就労継続支援B型とはいえ、就労面での自立にはほど遠い状況である。

利用者の状況を考えると、工賃支給のみが就労支援の目的ではなく、利用者が社会性を身に付けるための支援も合わせて行う必要があるなど様々な課題があるとはいえ、利用者に合わせて作業方法の直しや、作業の効率性を高める努力は常に求められることから、その方策等についての検討が必要である。

◎日中一時支援事業 定員 5名 現員 40名

日中において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行うものである。

障害者総合支援法により、通所施設の利用者一人当たりの利用日数が1ヶ月22日までという制限が課せられている。そのため、1ヶ月に22日以上通所している利用者は、22日を超えた分は利用できないこととなっているため、その救済のためにも実施している。

弘前大清水希望の家（短期入所事業）

◎短期入所事業 定員 4名

○短期入所事業

今年度の利用者数は21名。来年度も短期の宿泊体験や保護者のレスパイト等での利用等も含め、保護者への周知に努め実施していく。

障害児・者サポートセンター大清水

当センターでは、障害児相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業の3事業を行っています。

○障害児相談支援事業

児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用する児童、又は保護者に適正な相談及び利用計画を提供することを目的としています。

- ・生活全般に係る相談
- ・障害児支援利用計画作成
- ・訪問によるモニタリング
- ・その他、必要な相談支援等

○特定相談支援事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用する障害者若しくは障害児、又は保護者に適正な基本相談支援及び計画相談支援を提供することを目的としています。

- ・生活全般に係る相談
- ・サービス等利用計画作成
- ・訪問によるモニタリング
- ・その他、必要な相談支援等

○一般相談支援事業

入院、入所中の方への支援を行う地域移行支援、地域での生活を維持していくための支援を行う地域定着支援や日常生活の支援等を行い、社会参加と自立の促進を図ることを目的としています。

1) 地域移行支援

- ・サービス提供方法の説明及び相談
- ・サービス等利用計画作成

- ・訪問によるモニタリング
- ・地域における生活に移行するための活動に関する支援
- ・その他、必要な支援等

2) 地域定着支援

- ・サービス提供方法の説明及び支援
- ・サービス等利用計画作成
- ・訪問によるモニタリング
- ・地域定着支援台帳の作成及び変更
- ・緊急事態における支援
- ・その他、必要な相談支援等

藤ヨゼフハウス（グループホーム）

当事業所は、障害があっても地域の中で暮らしたい思いのある障害者に対し、地域社会の中にある共同生活住宅で暮らすために必要な食事の提供、金銭管理等の生活援助や障害程度区分【2】以上の障害者に対しては必要な生活支援を併せて行うことによって、障害者の地域における自立生活を支援することを目的としている。

当事業所では介護包括型グループホームとして運営する形態をとっており、施設は第1ヨゼフホームから第9ヨゼフホームまであり、それぞれ定員が定められ、合計定員は54名となっている。年度中に退去3名入居2名の動きがあったが、平成28年度末で入居利用者は48名となっている。

当事業所の利用者は、その多くが一般就労や福祉的就労しており、各々が自分の望む障害福祉サービスの提供を受けながら自分に合った仕事を継続し日々の生活を送っている。また、日常生活でより多くの支援を必要としている利用者や高齢の利用者も、よりきめ細かな支援を受けながら地域生活を送っている。

支援の中でも特に健康管理や緊急対応には留意しており、有病者については服薬及び通院支援の充実に努めているほか、緊急連絡体制を強化するため、ワンタッチ式の直通小型電話機を各ヨゼフホームに設置し、さらに電話による通報等が困難な利用者には簡単な操作で通報可能なセコムホームセキュリティ端末を所持させている。

また、利用者には様々な地域行事やサークル活動の情報提供を行い、積極的に参加できる機会を増やしたほか、余暇支援として、県外旅行、日帰り旅行への支援やお花見会、クリスマス夕食会などを実施した。

青森藤チャレンジド就業・生活支援センター（生活支援等事業）

(1) 事業の設置目的

センター事業は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的としている。

(2) 生活支援事業登録者数

平成 28 年度末登録者数 身体 45 人、知的 182 人、精神 114 人、その他 8 人、計 349 名

(3) 登録者に対する主な支援内容

- | | |
|--------------------|----------------|
| ①日常生活上の相談に対する助言・支援 | ②健康管理への助言・指導 |
| ③衣食住に関する助言・指導 | ④余暇に関する助言・情報提供 |
| ⑤消費行動に関する助言・指導・支援 | ⑥人間関係の調整・助言 |
| ⑦各種事務手続きへの助言・支援 | ⑧緊急時の対応 |

(4) 手段別支援件数

区 分	登録者への支援方法					
	電 話	家庭訪問	職場訪問	来 所	他機関訪問	その他
延人員	143	31	149	93	129	20
延回数	1,492	94	423	212	476	40

(5) 基礎訓練施設（就労移行支援）との連携状況

支援実人数	58
支援延回数	149

(6) 医療機関との連携状況（通院同行）

支援実人数	29
支援延回数	68

公益事業

藤聖母園居宅介護支援事業所

1 事業運営の概況

当事業所は、介護保険制度の居宅介護支援事業者として、平成 11 年度から行ってきた介護保険要介護認定申請代行、居宅介護サービス計画の作成、相談事業等を 28 年度も引き続き実施した。

要支援に認定された利用者については、他法人の「介護予防支援事業者（地域包括支援センター）」に担当を引き継いでいるが、そのうち、当センターで担当していた方については引き続き担当させていただいている。また、最初は地域包括支援センターで係った方で要支援・要介護と認定された方も担当させていただいている。

2 活動状況

居宅介護サービス計画作成数 (件)

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
102	104	101	102	101	99	101	97	97	93	90	87	1,174

青森藤チャレンジド就業・生活支援センター（雇用安定等事業）

(1) 事業の概要

平成 18 年度から国【厚生労働省】の委託事業として青森労働局からの指定を受け 10 年経過。障害者の雇用の促進に関する法律に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導・助言その他の支援を行って来た。

特に今年度は事務所の移転があり、職員 2 名の異動もあって業務が軌道に乗るのに時間を要したが年度末頃には支援活動も順調に推移するようになった。

(2) 支援活動の内容【就業支援員 3 人を配置】（前年）

①支援対象障害者登録数	349 人 (336)	④実習斡旋件数	45 件 (61)
②支援件数	5612 件 (6,943)	⑤就職件数	60 件 (54)
③基礎訓練の件数	31 件 (22)	⑥定着支援・事業主支援	828 件 (1,101)

(3) 報告会の開催【関係機関との連携・調整を図るため2回開催した】

- 第1回：6月28日(火) リンクステーション青森で開催 【82 機関 93 人出席】
- 第2回：11月28日(月) ねぶたの家 ワラッセで開催 【44 機関 62 人出席】

(4) 研修会の開催【職場定着を目的とした研修会を3回開催した】

- 第1回【知的・精神(発達)障害者対象：13人参加】
7月29日(金) リンクモア平安閣市民センターで開催
- 第2回【知的・精神(発達)障害者対象：14人参加】
11月19日(土) ねぶたの家 ワラッセで開催
- 第3回【知的・精神(発達)障害者対象：9人参加】
2月10日(金) ねぶたの家 ワラッセで開催

収益事業

収益事業（法人本部）

（東京アフターケアハウス）

- 1 東京アフターケアハウスについては、平成28年度事業計画のとおり、建物の賃貸契約を行った。

（今後の取り組み）

- 2 今後、東京アフターケアハウスの役割と必要性が求められるようになったときは、当法人としては速やかにこれに対応するようにしたい。